

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名	経済産業省
対象税目	<u>個人住民税</u> <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国内鉱業者等が、探鉱するための費用の一部を準備金として積み立て、その準備金を実際に探鉱費用に充てた場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度。 ・ 特例措置の内容 鉱業所得の課税の特例制度の延長について、法人税において当該措置が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第58条、同法第59条、同法第68条の61、同法第68条の62、同施行令第34条、同施行令第35条、同施行令第39条の88、同施行令第39条の89、同施行規則第21条の15、同施行規則第21条の16、同施行規則第22条の59において措置された場合、国税との自動連動を図る。） ・ 延長及び拡充の内容 令和3年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を3年間延長するとともに、適用要件の見直しを行う。 		
関係条文	〔 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 〕		
減収見込額	[初年度] 精査中 (▲3,507)	[平年度] 精査中 (▲3,507)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、あらゆる活動を支える基盤であるエネルギー安定供給の確保は、我が国が更なる発展を遂げていくための前提条件であり、一切の妥協は許されない。しかしながら、我が国は、資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存しており、資源国の政情不安定化といったカントリーリスクや、米中対立の深刻化等によるシーレーンの不安定化に加え、昨今の環境意識の高まりによる資源国からの脱炭素対策に係る規制強化等、資源開発や供給不安に直面するリスクを常に抱えている。</p> <p>また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。</p> <p>エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本制度は、事業の継続（石油・天然ガス、金属鉱物資源等の探掘）に伴って鉱床が減耗していくという鉱業の特殊性に鑑み、鉱業所得等の一定率を探鉱準備金に繰り入れた後、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めることで、操業に伴い減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填（＝鉱業資本を回収）することを可能とするものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図</p>		

	<p>る上で必要不可欠な制度である。</p> <p>資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要である。</p> <p>こうした中で、資源開発事業には、数多くのリスクが存在し、例えば、探鉱を開始したにもかかわらず資源が見つからないといった探鉱リスク、コスト上昇やスケジュール遅延といった操業リスク、政情不安や為替変動といったカントリーリスクが代表的なものであり、昨今は、探鉱から生産開始に至るまでのリードタイムの長期化（10年～20年超）、総事業費の巨額化により、こうしたリスクは以前よりも増している。また、中東情勢の変化や米中対立の悪化によるシーレーンの不安定化や、コロナを発端とした油価急落による経済性の悪化リスクなど、事業者でのコントロールが極めて難しいリスクも生じている。</p> <p>さらに、金属鉱物資源については、国内外で脱炭素化の動きが加速する中、自動車等の電動化や再生可能エネルギー関連機器等の普及による原材料需要の大幅な増加が見込まれると同時に、中国をはじめとする新興国による資源国への進出が活発化する中、我が国として必要な金属鉱物資源の安定供給の確保を一層強化していくことが不可欠である。</p> <p>こうした状況を踏まえ、更なる探鉱活動の促進や我が国の資源の安定供給確保を強力に推進、さらには2050年カーボンニュートラル実現に係る需要拡大に対応するための鉱物資源の安定供給確保にあたっては、更なる取組強化が必須である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 資源・燃料
	政策の達成目標	○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる」を設定）。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）
	同上の期間中の達成目標	○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する。
	政策目標の達成状況	（石油・天然ガス） 我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保するため、2030年までに自主開発比率40%以上を達成する。 〔石油・天然ガスの自主開発比率〕 平成28年度 令和元年度 27.4%（達成率68.5%） 34.7%（達成率86.8%） （非鉄金属） 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる。）。 〔鉱物資源（ベースメタル）の自給率〕 平成28年度 平成30年度 51.3%（達成率64.1%） 50.2%（達成率62.8%） （ウラン） 我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。 〔ウランの自主開発比率〕 平成28年 令和元年 38.3% 40.2% （鉄鉱石） 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を30%程度に上昇させる。 〔鉄鉱石の自主開発比率〕 平成28年 令和元年 12.2%（達成率40.7%） 10.8%（達成率36.0%） （石炭） 我が国の石炭安定供給を確保するため、石炭の自主開発比率は2030年に60%を維持することを目指す。

		〔石炭の自主開発比率〕 平成 28 年度 令和元年度 61.1% (達成率 101.8%) 55.7% (達成率 92.8%)
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、国内案件に加えて、中東、東南アジア等における石油・天然ガスの探鉱が、東南アジア、チリ、アルゼンチン、豪州、カナダ、米国等における金属鉱物等の探鉱が行われる見込みであり、年度当たり数十件の申請が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置により、探鉱開発投資が促進されることで自主開発比率の維持・向上につながり、我が国石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の安定供給確保に寄与する。 石油・天然ガスにおける取崩額に対する探鉱投資額の比率は概ね 3 割程度となっている。また、石油・天然ガスの自主開発比率は、令和元年度には 34.7%と順調に伸びており、本税制による措置は有効であると考えられる。また、延長及び拡充の結果、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。 金属鉱物における取崩額に対する探鉱投資額の比率は、概ね 9 割程度であることに加え、特別控除による減税相当額の約 5 倍の額を翌年度の準備金として積み立てており、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、我が国の鉱物資源（ベースメタル）の自給率は平成 30 年度 50.2%であったが、過去数年間の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず、直近の自給率が低下したものであり、中長期トレンドでは上昇傾向を示していることから、本制度は有効であると考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	海外投資等損失準備金
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(1) 石油・天然ガス ・(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出資 【令和 3 年度予算額：513 億円】 (2) 金属鉱物・ウラン ・(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出融資 【令和 3 年度予算額：24 億円】 ・(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外ウラン探鉱支援事業（補助金） 【令和 3 年度予算額：3.4 億円】
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記措置は、出資等によってリスクマネーを供給することを通じて資源開発案件を直接的に支援し、我が国の資源確保の安定化を図るものである。 一方、減耗控除制度は、鉱山・油田等の開発は多額の投資を要し、また、鉱山・油田等の産出量維持のためには新規の探鉱を繰り返さないと操業の継続（石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の採取）に伴って鉱床が減耗していくという鉱業の特殊性に鑑み、鉱業者による次の自主開発鉱山・油田等の探鉱費の確保を円滑化するための制度であり、①自ら鉱山等を開発する事業者が、②探掘収入の一定割合について将来の探鉱費を確保するための準備金として積立て、③その準備金を実際に探鉱費用に充てる場合に所得控除を認めるものである。
	要望の措置の妥当性	補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い。一方、本制度は税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立で予見可能性がある点で、政策手段としての的確。 また、本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。 なお、自主開発比率等は長期的には増加傾向にあるものの、例えば、非鉄金属鉱山では資源価格の変動により上流権益獲得への動きが遅滞するなどの懸念があることから、石油・天然ガス及び金属鉱物資源の安定供給を確保するためには、本制度により企業の探鉱投資を誘導・促進することで、2030 年に向けて引き続き自主開発比率等の向上を図ることが必要。

税負担軽減措置等の適用実績	○適用数（単位：件数）		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
		探鉱準備金又は 海外探鉱準備金	34	27	25	26
		新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費	17	17	14	16
税負担軽減措置等の適用実績	○適用額（単位：億円）		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
		探鉱準備金又は 海外探鉱準備金	817	462	423	851
		新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費	100	164	48	106
税負担軽減措置等の適用実績	○減収額（単位：億円程度）		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
		探鉱準備金又は 海外探鉱準備金	245	139	127	133
		新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費	30	49	14	32
	※出典：①平成27～令和元年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省） ②令和2年度：前3年度の平均値（推計）					
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用総額の種類：課税標準（所得） 適用実績：法人住民税 1,411 百万円 法人事業税 2,096 百万円 ※出典：令和元年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）					
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	石油・天然ガスの自主開発比率は、令和元年度には34.7%と順調に伸びており、延長及び拡充の結果、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。 鉱物資源（ベースメタル）の自給率は、平成30年度50.2%であり、過去数年間の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず、直近の自給率が低下したものの、中長期トレンドでは上昇傾向を示しており、本制度は有効であると考えられる。また、本制度の延長及び拡充により、自給率は更に向上すると見込まれる。					
前回要望時の達成目標	我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の向上を図る。					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	鉱山開発は初期探鉱から操業までに10年～20年程度の期間を要する。また、鉱石等の輸入量は景気動向により大きく左右されることから、自主開発比率は常に向上していくというわけではないが、長期的には着実に増加傾向にある。 自主開発比率・自給率の推移（単位：%）					
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
	石油・天然ガス	自主開発比率	27.4	26.6	29.4	34.7

	(注1)	(注2)				
	鉱物資源 (ベースメタル)	自給率 (注3)	51.3	50.6	50.2	集計中
	鉄鉱石	自主開発比率	12.2	12.3	11.9	10.8
	ウラン	自主開発比率	38.3	37	40.2	40.2
	石炭	自主開発比率	61.1	58.6	56.4	55.7
<p>(注1) 石油・天然ガスの自主開発比率 = (我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量+国内生産量) ÷ (原油・天然ガスの輸入量+国内生産量)</p> <p>(注2) 鉱物資源(ベースメタル)の自給率は、金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。</p>						
これまでの要望経緯	<p>昭和40年度 「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設(3年間)</p> <p>昭和43年度 延長(2年間)</p> <p>昭和45年度 延長(1年間)</p> <p>昭和46年度 延長(3年間)</p> <p>昭和49年度 延長(3年間)</p> <p>昭和50年度 拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除)</p> <p>昭和51年度 縮減(準備金収入金額基準:15%→14%)</p> <p>昭和52年度 延長(3年間) 縮減(準備金収入金額基準:14%→13%)</p> <p>昭和55年度 延長(3年間)</p> <p>昭和58年度 延長(3年間)</p> <p>昭和61年度 延長(3年間)</p> <p>平成元年度 延長(3年間)</p> <p>平成4年度 延長(3年間)</p> <p>平成7年度 延長(3年間)</p> <p>平成10年度 延長(3年間) 縮減(準備金収入金額基準:13%→12%)</p> <p>平成13年度 延長(3年間)</p> <p>平成16年度 延長(3年間)</p> <p>平成19年度 延長(3年間)</p> <p>平成22年度 延長(3年間)</p> <p>平成25年度 延長(3年間) 拡充(国内鉱業者に準ずる者の新設等) 縮減(海外探鉱準備金所得金額基準:50%→40%)</p> <p>平成28年度 延長(3年間) 拡充(準備金積立据置期間の延長:3年→5年) 縮減(減耗控除限度額の所得基準:翌期繰越欠損金控除後額に変更等)</p> <p>令和元年度 延長(3年間) 拡充(国内鉱業者に準ずる者の要件:出資比率50%以上→議決権比率50%以上) 縮減(海外自主開発法人要件:鉱石引取率30%→40%)</p>					